

平成 30 年 2 月 15 日

経済産業省御中

中国輸出管理法草案に対する
米欧日三極の主要産業団体による共同意見書の件（要請）

一般財団法人 安全保障貿易情報センター（CISTEC）
一般社団法人 日本経済団体連合会
日本商工会議所
日本機械輸出組合（JMC）
一般社団法人 日本貿易会（JFTC）
一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）
一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）
一般社団法人 日本化学品輸出入協会（JCEIA）
一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）

日頃、産業界の内外での経済活動につきまして格別のご指導を賜り、有難うございます。

さて、私どもの団体では、昨年 6 月に公開された中国輸出管理法草案に関し、昨年 7 月 13 日付けで CISTEC より、また 12 月 1 日付けで 8 団体連名にて、中国商務部に対して意見書を提出したところですが、今般、改めて、別添の通り、欧米の主要産業団体とともに、三極産業界合同意見書を提出致しました（英文にて提出）。

その意見の趣旨は、昨年の私どもの意見書の内容と同様ですが、その後米欧の産業界と横断的に協議し、共通の懸念として特に大きな点について、改めて連名意見書の形で提出し、その懸念の解消に向けて検討を要請することとしたものです。

中国政府が、国際的強調の下で、国際的義務の履行を図るとの見地から、輸出管理法制度の整備を進めようとしていることは、三極産業界としても歓迎するものですが、他方で、その内容には、WTO ルールや国際輸出管理レジームによる国際的ルールに照らしての齟齬や、貿易・投資環境の著しい阻害要因など、大きな問題、副作用があると認識しています。

意見書の主な内容は次のようなものです。

(1) WTO 及び国際輸出管理レジームに即した制度・運用の必要性

規制の上での国際競争力、国際市場における供給等に対する影響等の配慮規定や、中国に対する差別的扱いをする国家へのいわゆる「報復条項」などは、産業振興、通商政策上の要素であり、国際輸出管理レジームとも整合しないため、削除すべき旨要請しています。更に、起草説明において、「重要戦略稀少資源の保護」が起草目的の一つと

して言及され、また、起草過程における商務部傘下の研究機関の研究報告では、経済主権等の観点から輸出規制の必要性が指摘されるとともに、国際訴訟が提起された場合には、「安全保障」を理由として対処すべき旨が述べられています。もしそのような目的の下に、レアアース、レアメタル等の稀少鉱物資源を包括的に輸出規制対象とするのであれば、数年前に日米欧による WTO 提訴の対象となった輸出規制による混乱を再び惹起しかねないものです。

(2) 貿易・投資環境の阻害要因の再検討

再輸出規制や広汎なみなし輸出規制を始めとして、国際輸出管理レジームとは異なる異質な制度や、規制の域外適用に当たる制度も含まれています。これらは、中国との取引に多大なリスクと負担をもたらし、中国との貿易・投資環境に著しい悪影響を及ぼして、中国との貿易、投資の再検討をもたらしかねないものと強く懸念されるため、再検討を要請しています。

また法運用において、不合理な技術開示要求がある場合には、海外からのキーデバイスや技術の調達が困難となり、中国からの先端工業製品の輸出も困難となりかねないため、適切な法運用とともに、それを担保するための、ビジネス上の機密情報の確実な保護規定を要請しています。

(3) 円滑な実施に向けた十分な配慮の必要性

通常兵器関連の汎用品・技術が新たに規制対象となることから、極めて広汎な分野の多数の企業（ベンチャー企業や中小企業を含む）の製品・技術が対象となり、現在及び将来の貿易・投資に多大な影響をもたらすこととなります。また、中国に関係するサプライチェーンは中国内外の幅広い地域に広がっているため、法施行に伴う影響の慎重な検討と対応が必要となってきます。このため、十分な周知と準備期間の確保とともに、規制の段階的導入等を要請しています。

本法案は、3月初めから始まる全国人民代表大会に提出される見込みと言われる中、三極の産業界としては、今後とも連携を強めながら、中国政府に働きかけていきたいと考えております。しかし、WTO ルールや国際輸出管理レジームとの齟齬、規制の域外適用等の問題は、政府ベースでの交渉に期待される事項でもありますし、適切な貿易・投資環境の維持もまた、政府からの強いご支援が必要となってまいります。

貴省におかれましても、私ども産業界の問題意識と懸念とをご理解賜り、日米欧の三極の政府ベースで連携してのご対応をお願いできれば幸いです。

以上